

■工事における総合評価落札方式の見直し（試行）に関する質問及び回答内容について

- ・質問受付メールアドレスにいただいた質問に対する回答です。
- ・技術評価に関する質問については、除外しております。

No	質問内容	回答内容	HP公表日
1	価格評価点の算定にかかる優先順位 について 記載の中で、「第一優先区間に入札者がいる場合」は「第一優先区間の者のみ評価します」との記載があります。 説明文にグラフが分かりやすく表記されておりますがその中で、「第一優先」の範囲が緑色矢印で表示されております。 この区間すべてが優先評価されると理解しましたが、一方で「第一優先」区間内の「審査対象基準価格以上μ以下」までの区間に、上側白色のかっこで範囲区間を明示されており、そこには「技術評価点により落札決定する区間」との表示があります。 「第一優先」区間の中でも、「μ以上契約制限価格以下の区間」にいた場合は技術評価点を加味した際に落札者としての権利がないということでしょうか	「第一優先」区間に入札者がいる場合、「第一優先」区間内の入札者については、全て、価格評価点を算定しますので、落札者としての権利は有しております。	R8.9.9
2	仮に、第1優先区間のμの左区間と右区間に1社ずついた場合です。 価格評価点の放物線が右下がりになっていますが、技術評価点次第では右区間が逆転するケースがあるのでしょうか、それとも、あくまで左区間の業者で落札決定するということでしょうか。	第1 優先区間内であれば、技術評価点と価格評価点の合計である評価値で落札者を決定いたします。	R8.9.9
3	入札者の有効な入札価格の平均値μの92%が第一優先区間の途中にある場合、入札者の有効な入札価格の平均値μの92%に近い場合が価格点が高いという理解でよいでしょうか？	ご指摘のとおり、入札価格が、μの92%に近づくほど価格評価点は高くなります。	R8.9.9
4	第1 優先区間に入札者がおらず、入札者の有効な入札価格の平均値μの92%が契約制限価格を超える場合、契約制限価格により近いと価格点が高くなるという解釈でよいでしょうか？	価格評価点は、いずれの状況にあっても、μの92%に近づくほど高くなります。	R8.9.9
5	第1 優先区間に入札者がおらず、入札者の有効な入札価格の平均値μが審査対象基準価格を下回る場合、審査対象基準価格により近いと価格点が高くなるという解釈でよいでしょうか？	価格評価点は、いずれの状況にあっても、μの92%に近づくほど高くなります。	R8.9.9
6	9/7(月)と9/10(木)の2回WEB説明会が予定されていますが、質問回答以外の内容は同様の説明内容となりますでしょうか。	説明内容は同じです。	R8.9.9
7	μ（対象入札者の平均価格）が契約制限価格を超えてしまった場合、審査対象基準価格（契約制限価格×92%）に入れた会社は価格評価点が減点されるということでしょうか。	価格評価点の算定は、図に示す赤ラインのとおりの評価となります。	R8.9.9
8	μの算定について以下の注意書きがあります。 注) μの算定にあたり、全入札者の平均入札価格の±30%の価格から超過する価格は算定の対象としません。 ただし、全者が±30%から超過する場合は算定の対象とします。 μの算定を行い、全入札者の平均入札価格の±30%の価格から超過する価格を除いた平均価格をμとした時に、±30%の平均入札価格から更に超過する価格があった場合は再算定を行なうという理解でよろしいでしょうか。そういった場合、何回まで再算定を行なうか決まりはありますでしょうか。	全入札者の平均入札価格を算定し、±30%の範囲内の入札価格を対象として平均したものが、μとなります。 よって、μを算定後に改めて、再算定という行為は行いません。	R8.9.9
9	対象入札者の平均入札価格μの+30%に根拠はありますでしょうか。	各種数値の設定根拠等についてはお答えできません。	R8.9.9
10	対象入札者の平均入札価格μが契約制限価格を超えるとμ×92%が審査対象基準価格より大きくなりますが、その場合の審査対象基準価格に変更されるのでしょうか。	審査対象基準価格は変わりません。	R8.9.9
11	「μの算定では、全入札者の平均入札価格の±30%の価格から超過する価格は算定の対象としない。ただし全入札者が30%から超過する場合は算定の対象とする」とありますが、 ・μが130%近く、あるいは超えた場合の+30%は160%くらいになりますが、それもμ算定の対象とするのでしょうか。 ・逆に（ほとんどないが）μが70%近く、あるいはそれ以下であった場合の-30%は40%くらいになりますが、それもμ算定の対象とするのでしょうか。	ただし書きに記載のとおり、全入札者が平均入札価格の±30%を超過する場合は、そのすべての入札価格を算定の対象とし、μを算定いたします。	R8.9.9

■工事における総合評価落札方式の見直し（試行）に関する質問及び回答内容について

- ・質問受付メールアドレスにいただいた質問に対する回答です。
- ・技術評価に関する質問については、除外しております。

No	質問内容	回答内容	HP公表日
12	技術評価点が同点となる可能性が残る場合には、価格評価の影響が相対的に大きくなるものと考えられます。 その場合、価格評価に用いる μ （平均入札価格）が審査対象基準価格付近（より価格評価点が高くなる92%付近）に収束したときには、結果として従来の総合評価落札方式と類似した競争環境になる可能性もあると考えられますが、このような認識でよろしいでしょうか。	仮定での質問についてはお答えできません。	R8.9.18
13	今回の試行に伴う価格評価点の算出において、小数点以下の丸めは小数第何位で行われているのでしょうか。	価格評価点の算定にあつては、小数点以下の丸めは行わず、計算値をそのまま使用します。 なお、開札後に公表する入札状況調書については、少数第3位まで表示いたします。	R8.9.18
14	説明会で使われていました資料で、 μ が契約制限価格超・審査対象基準価格未満である図表は公表されていますでしょうか	説明会で使用した資料は、HPに一定期間掲載することとしました	R8.9.18
15	新総合評価落札方式は、WT0基準額以上の工事に適応されるのでしょうか。	そのとおりです。	R8.9.18
16	HP上公開されているものが現行→新たな算定方式の図の現行部分が土木系工種の総合評価制度をベースのように見受けられます。機器設置系工種でも同様と考えてもよろしいのでしょうか。	現時点では、機器設置系工種への適用は考えておりません	R8.9.18
17	契約制限価格及び審査対象基準価格は、従前のとおり設定します。とあります。この点については従前通り、NEXCO積算（契約制限価格）とNEXCOの積算価格の概ね92%（審査対象基準価格）が設定されるという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。	R8.9.18
18	μ （入札価格の平均値）が契約制限価格及び審査対象基準価格内に設定されておりますが、この際に価格点が一番大きくなるのは、 μ の92%ではなく、審査対象基準価格に最も近い入札をしたケースという理解でよろしいでしょうか	価格評価点は、いずれの状況にあつても、 μ の92%に近づくほど高くなります。	R8.9.18
19	μ （入札価格の平均値）が仮に第2優先区間で設定された場合かつ第1優先区間に入札者がいる場合は、この際に価格点が一番大きくなるのは、第1優先区間の入札者の内、審査対象基準価格に最も近い入札をしたケースという理解でよろしいでしょうか。	価格評価点は、いずれの状況にあつても、 μ の92%に近づくほど高くなります。 その上で、第1優先区間に入札者がいる場合は、第1優先区間の入札者のみ価格評価点を算定いたします。	R8.9.18
20	μ （入札価格の平均値）が仮に第2優先区間で設定された場合かつ第2優先区にのみ入札者がいる場合は、価格点が最も大きくなるのは、 μ （入札価格の平均値） μ の92%に近い入札をしたケースという理解でよろしいでしょうか。 その上で、低入札調査対象（落札者候補）については総合評価（価格点および技術点を踏まえ）で算定頂くという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。	R8.9.18
21	μ （入札価格の平均値）が仮に第3優先区間で設定された場合かつ、 μ の92%が契約制限価格及び審査対象基準価格内であった場合かつ第1優先区間に入札者がいる場合は、この際に価格点が一番大きくなるのは、第1優先区間の入札者の内、 μ の92%を上回る価格で最も μ の92%に近い入札をしたケースという理解でよろしいでしょうか。（審査対象基準価格に近い入札者が価格点が高いというわけではない）	価格評価点は、いずれの状況にあつても、 μ の92%に近づくほど高くなります。	R8.9.18
22	新総合評価方式を採用される工種について 工種：電気工事において新総合評価方式を試行されていると認識していますが、これから試行対象工事で採用される工種の予定がありましたら教えてください。 また試行を経て、本採用となるときには変動はあるかと思いますが、工種を絞って採用される方向でしょうかそれとも全工種で採用される方向でしょうか？ 特定の工種で採用されるようでしたら、工種をお知らせいただけますでしょうか	将来の予定についてはお答えできません。	R8.9.18
23	説明会にて投影して頂きました資料については別途共有いただけますでしょうか。	説明会で使用した資料は、HPに一定期間掲載することとしました	R8.9.18
24	今回の説明会で使用された資料はデータでいただくことは可能でしょうか。	説明会で使用した資料は、HPに一定期間掲載することとしました	R8.9.18
25	9/9説明会で、9/7分の質疑回答、説明ございました。 説明会資料は配付無しということでしたが、9/7分質疑回答説明、9/9本日分質疑回答説明ございましたが、 図が HP お知らせに記載してるのと資料で使われてる図と少し説明用と異なると思うので、質疑回答に説明時に出して頂いてました、図も添付お願いします。 また、できれば、説明会資料（修正版）をUPお願いします	説明会で使用した資料は、HPに一定期間掲載することとしました なお、HPお知らせに記載している資料の図は、代表的なものを記載したものととなりますので、修正はありません。	R8.9.18
26	入札者の平均入札価格(μ)と、平均入札価格×92%の金額は例えば有効3桁4桁目四捨五入など、端数処理されるのでしょうか。 もしくは、1円単位となるのでしょうか。	μ 並びに $\mu \times 92\%$ の金額の算出にあつては、1円未満の端数処理は行わず、計算値をそのまま使用します。 なお、開札後に公表する入札状況調書については、1円単位で表示いたします。	R8.9.18